

## 筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

福岡法務局筆界特定登記官

### 記

#### 1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 7 年第 1 6 号

対象土地 糟屋郡宇美町障子岳南四丁目 2 3 5 6 番 1  
糟屋郡宇美町障子岳南四丁目 2 3 5 6 番 7

手続番号 令和 7 年第 1 7 号

対象土地 糟屋郡宇美町障子岳南四丁目 2 3 5 4 番 8  
糟屋郡宇美町障子岳南四丁目 2 3 5 6 番 7

#### 2 関係人の氏名又は名称

枝光建設有限会社

#### 3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。